

国立大学法人東京医科歯科大学スポーツサイエンス機構規則

平成26年9月30日
規則第100号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学スポーツサイエンス機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、医学・歯学の緊密な連携及び協力関係のもと、スポーツ傷害及び疾病に対する予防及び診療とそれに基づく先進医療技術開発、研究、並びにアスリートの現場復帰支援を総合的に実践するため、本学の教職員が一体となって臨床・教育・研究を行うことを目的とする。

(センター)

第3条 機構に、前条の目的を達成するために、次に掲げる組織を置く。

- (1) スポーツ医歯学診療センター
- (2) スポーツサイエンスセンター
- 2 前項各号のセンターに、それぞれ長を置く。
- 3 第1項各号に定めるセンターに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(機構の業務)

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ傷害及び疾病に対する総合的な支援体制の確立に関すること。
- (2) スポーツ関連団体との協力関係構築に関すること。
- (3) スポーツ支援体制に係る人材養成に関すること。

(機構長の職務)

第5条 組織運営規程第21条第2項に規定する機構長は、学長が指名する理事又は副理事をもって充てる。

- 2 機構長は、機構の管理運営について統括する。

(副機構長)

第6条 機構に、副機構長を置くことができる。副機構長は、機構会議の推薦に基づき、学長が選考する。

- 2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。
- 3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、機構長の任期の末日以前までとし、定年退職日が機構長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

(職員)

第7条 機構に、機構長及び副機構長のほか必要な教職員を置くことができる。

(機構会議)

第8条 機構に、機構会議を置く。

(機構会議の組織)

第9条 機構会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) スポーツ医歯学診療センター長
- (4) スポーツサイエンスセンター長
- (5) その他機構長が必要と認める者 若干名

2 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、機構長の任期の末日以前までとする。

3 定年退職日又は雇用に係る任期満了日が前項の規定による任期の末日以前である委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該定年退職日又は雇用に係る任期満了日までとする。

(機構会議の審議事項)

第10条 機構会議は、第4条に規定する業務を遂行するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 機構の運営の基本方針等の企画・立案及びその実施に関すること。
- (2) 教職員の人事に関すること。
- (3) その他機構の管理運営に関する重要事項

(議長)

第11条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、機構会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ機構長が指名した者がその職務を代行する。

(会議の議事)

第12条 機構会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 機構会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第13条 機構会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第14条 機構に関する事務は、医学部附属病院事務部総務課で処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構会議の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際の教職員人事については、第10条第1項第2号の規定にかかわらず、学長が決定する。
附 則（平成29年3月24日規則第42号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。